

軍需工業動員法制定過程における

軍財間の対立と妥協(上)

瀨 瀨 厚

はじめに

一 諸勢力の軍需工業動員体制準備構想

1 陸・海軍

2 政府・財界関係者

二 軍需工業動員構想をめぐる軍財間の対立と妥協

1 自給自足論をめぐる

2 中国資源への着目(以上本号収載)

3 官民合同問題(以下二三一号)

三 軍需工業動員法制定と軍財間の合意形成

1 制定経緯

2 議会審議の内容と制定法

3 寺内内閣の対応と諸勢力の反応

おわりに

はじめに—問題の所在と課題—

本稿の課題は、総力戦体制研究の一環として、第一次世界大戦期日本の軍需工業動員政策をめぐる軍部と財界、これに官僚、政界、学界等の諸勢力間の対立と協調・妥協を次のような視角から考察することにある。

第一次世界大戦で顕在化した総力戦段階に対応する所謂軍需工業動員体制構築の国内的要請は、当該期支配諸勢力の緊急検討課題となった。そこにおける軍需工業動員体制とは、従来の軍工廠を中心とする生産・補給体制と現存物資および人員徴発・徴用を目的とした徴発令(一八八二年八月制定)体制に加えて、平戦両時にわたる大量の軍需品生産を可能とする工業動員体制の確立を基本的要件とするものであった。

註①)。それで軍需工業動員体制構築の担い手は、単に陸・海軍にとどまらず、財界とこれに加えて官僚、政党、学界等の諸勢力全体となるはずであった。

つまり、波形昭一が指摘したように、「歴史上はじめて経験する世界大戦とその長期化は内外両面にわたる諸激変と戦後経営の強い危機感をわが国支配層にもたらし、政府・官僚・政党・財界を一体として戦時・戦後経営対策へとかりたてる一つの直接的動機となった」(註②)のであり、第一次世界大戦を画期に財界・産業界は日本帝国主義の再編成に乗り出すのである。

それがヨーロッパ参戦諸国の戦時工業動員体制の実態に触発された国内工業の重化学工業化の促進ということであった(註③)。一方、同じく大戦で顕在化した高度な総力戦形態の出現は、日本の陸・海軍に來たるべき総力戦への準備を迫まるところとなり、そのための基本的対応策の一つとして軍需工業動員体制構築が案出されたのであった。

ここに重化学工業化促進を目指す財界、これを支持する政党および官僚勢力と、軍需工業動員体制構築を目指す陸・海軍とは、不可避的に調整・協調を基軸とする関係に入った。特に陸・海軍と財界は、その過程で軍需工業動員政策をめぐる競争・対立の様相を呈しながらも、総力戦段階に対応する軍需工業動員体制構築を共有可能な達成目標としていたのである。それは大戦末期から、「軍需工業動員法」制定(一九一八年四月)を一つの頂点として、軍財間で相当程度の合意に達していたのである(註④)。

そこで筆者は、総力戦体制研究を深めるために、以上の問

軍需工業動員法制定過程における軍財間の対立と妥協(上)

題視角から次のような課題を負っていると考える。

第一に、当該期における軍需工業動員体制準備構想について、従来の研究では陸・海軍と財界の対立や軍部の主導性に重点を置き過ぎていたが実態は必ずしもそうではなく、むしろ軍財間においては、これを支持する官僚、政党、学界の動向をも含めて、相当程度の合意が形成されていたことを明らかにすることである(註⑤)。

第二に、そのことを明らかにするために、軍人、財界人、官僚(特に農商務官僚)、政党内、学者などの軍需工業動員体制への構想や見解、あるいは現状認識についての発言の形跡を追うことで、支配諸勢力間の基本的合意の内容と、そこに至る経緯を明らかにすることである。

第三に、最近における総力戦体制研究の動向との関連である。ここ数年間において、大戦期間の政治過程を貫く支配諸勢力の政策方針が総力戦体制構築にあった、とする所謂総力戦体制研究が一層活発となってきている(註⑥)。しかし、従来の研究では、総力戦体制を「単なる戦時に備え物資を調達する体制ではなく、それを前提に、軍備「生産力」拡充を図り、急激に軍事力を強化する体制」(註⑦)と定義されるように、それが陸・海軍主導による総力戦段階に対応した一種の軍事体制と位置づけられ、他の諸勢力はこれに追従する批判的存在として規定される傾向が強すぎる嫌いがあった。ここでは総力戦体制構築という支配諸勢力の課題が、実際には大戦を契機として重化学工業化促進を目指す戦後経営策と密接不可分の関係にあったことを確認しなければならぬ。

本稿では以上の問題設定を先行研究を踏えて、(一)大戦中か

(縦線)

軍需工業動員法制定過程における軍財間の対立と妥協(上) (續編)

一一一

ら開始された支配諸勢力の軍需工業動員体制構想の内容は實際どのようなものであったか、(二)それを具体化する際、日本の当該期の政治的経済的状况に規定された課題は何であったか、(三)そうした課題が、「軍需工業動員法」の制定過程でどう克服され、特に陸・海軍と財界の矛盾・対立がいかに調整されたか、その結果、所謂「軍財協調路線」がなぜ成立していくことになったか、を主要な分析課題としていきたい(註⑧)。

化と経済政策」(大阪市立大学経済学会『経済学雑誌』第七卷第三号、一九七七年九月)、同「第一次大戦後における重化学工業の展開」(山崎隆三編『両大戦間期の日本資本主義』上巻・一九七八年)、村上勝彦『資本蓄積(2) 重工業』(大石嘉一郎編『日本帝国主義史1 第一次大戦期』一九八五年)参照。これらの論文は、大戦後から一九二〇年代にかけての重化学工業の発展を積極的に評価している。

註① 皆川国生「軍需工業動員体制の側面」(『土地制度史学』昭和五八年度学会報告レジュメ、六九頁)、参照。

⑤ 竹村民郎は、「わが国の指導的工業資本家グループは、産業連繋の問題に強い関心をもち兵器生産体系の合理化を主張し戦時を想定した産業動員体制の確立についても基本的には支持していたとしても、彼らは政府、軍部の指導による軍需工業動員法案にはかならずしも全面的に賛成せず、むしろ強い不満を表明していたということである」(同「独占と兵器生産」一九七一年、九四頁)と述べ、軍財間の対立を強調する見解に立っている。また、本間重紀は、「戦時経済法の研究

② 波形昭一「経済調査会と日支・満州銀行構想」(『社会科学討究』第二六卷第二号、一九八〇年一〇月、五九頁)。

(一)国家的独占と経済法」のなかで、「軍需工業動員法はその成立過程において議会に代表されるブルジョア勢力に対して一定の譲歩がおこなわれたものの、基本的には陸軍を中心とする軍部の主導の下で成立したものであった」(『社会科学研究』第二五卷第六号、一九七四年三月、三一頁)としている。

③ 吉田裕は、「第一次世界大戦と軍部」のなかで、大戦が陸軍に与えた衝撃の一つに工業動員の必要性に対する認識が生まれ、重化学工業の積極的育成の課題が自覚され始めたこと、を挙げて(『歴史学研究』第四六〇号、一九七八年九月)。

④ これに関連して、利谷信義・本間重紀は、「天皇制国家機構・法体制の再編」のなかで、軍部と独占ブルジョアジーとは、「その内部に一定の矛盾をはらみつつ、しかし、植民地略奪の軍事的・経済的強化と、軍需工業⇨重化学の推進という基本において一致し、第一次大戦⇨非常時を媒介して、拳闘

一致へむかう」(『体系日本国家史5 近代Ⅱ』一九七六年一五八頁)と指摘している。また、第一次世界大戦後における重化学工業化の問題については、三和良一「重化学工業化と経済政策」(『社会経済史学』第四一巻第六号、一九七六年三月)、安井國雄「第一次世界大戦後における重化学工業

⑥ 坂野潤治は、こうした問題把握の方法を「総力戦体制研究史観」と呼称し、批判的見解を提示している(「一九八二年度の歴史学界―回顧と展望―」『史学雑誌』第九二編第五号、一九八三年五月、一三二頁)。

⑦ 小林英夫「総力戦体制と植民地」(『体系日本現代史』第一

⑧

⑨

⑩

二卷、一九七九年、四五頁。

⑧ 本稿のテーマに関連する最近の研究には、以上引用した他に次のものがある。加藤俊彦「軍部と統制経済」（『社会科学研究』第二九巻第一号、一九七七年八月）、山口利昭「国家総動員研究序説」（『国家学会雑誌』第九二巻第三・四合併号、一九七九年四月）、今井清一「総力戦体制と軍部」（『フアジズム期の国家と社会』第六巻、一九七九年）、松本俊郎「日本帝国主義の資源問題」（『体系日本現代史』第四巻、一九七九年）、疋田康行「戦時統制経済と独占」（同右）、原田敬一「製鉄業奨励法成立過程における官僚とブルジョアジー」（『日本史研究』第二二二号、一九八一年一月）、同「近代日本の軍部とブルジョアジー」（同右、第二三五号、一九八二年三月）、黒沢文貴「日本陸軍の総力戦構想」（『上智史学』第二七号、一九八二年）、斎藤聖二「海軍における第一次大戦研究とその波動」（『歴史学研究』第五三〇号、一九八四年七月）。尚、筆者も拙著『総力戦体制研究―日本陸軍の国家総動員構想―』（三一書房、一九八一年七月刊）を発表している。

一 諸勢力の軍需工業動員体制準備構想

1 陸・海軍

(a) 陸軍

総力戦段階における陸軍の緊急課題は、軍需品（砲弾、火薬、兵器、糧秣、衣服など）の大量消費に耐え得る軍需品生産体制を確立することであった。それこそが総力戦での戦勝

軍需工業動員法制定過程における軍財間の対立と妥協（上）

の必須の条件であることを、陸軍は参戦諸国の戦時経済・政治体制の調査・研究から教訓化していたのである。すなわち陸軍は、大戦勃発の翌年の一九一五（大正四）年一月二十七日、陸軍省内に臨時軍事調査委員会（委員長菅野尚一）を設置し、ヨーロッパ参戦諸国の戦時国内動員体制の調査・研究と日本国内の軍需品生産能力の実態把握に乗り出すことになった（註①）。同委員会第二班は、「動員実施ノ概要 応急準備ト動員トノ関係 動員ト作戦輸送トノ関係」（註②）など「動員」関係事項の調査研究を担当し、同委員会発行の『月報』に動員・補充・復員、国家総動員のテーマと並んで軍需工業動員に関する記事を掲載している（註③）。ここにおいて早くも総力戦体制の物的基盤として、軍需工業動員が着目されていたのである。しかし、それらは依然参戦諸国の実態紹介の域にとどまっておらず、国内軍需工業動員体制への検討はほとんどなされていなかった。

これに対し、国内軍需工業動員体制の必要性と、その具体案を最初に提示したのは、参謀本部総務部第一課（編成動員担当）で作成された『全国動員計画必要ノ議』（一九一七年九月）である。そこでは、「我工業界ヲシテ開戦ト共ニ所謂工業動員ヲ実施シ以テ莫大ナル需要ニ適応セシムルノ困難ナルハ敢テ識者ヲ俟テ後識ラサルナリ」（註④）と明記し、軍需品生産能力の低位水準に対する危惧が卒直に表明されていた。なかでも現状の軍需品生産体制が著しく軍工廠と外国依存に偏していること、軍工廠と民間工場との連絡・協力体制が全く立ち遅れていること、などを指摘していた。こうした課題克服のため、全国にわたる広範な軍需工業動員体制を確

軍需工業動員法制定過程における軍財間の対立と妥協(上)

(續)

立すること、これを指導・管理する統一機関の設置を提唱した。一方、參謀本部第二部第五課(支那課)兵要地誌班が作成した『帝國国防資源』(別名「小磯国昭少佐私案」、一九一七年八月作成)は、第五章「工業轉換ニ関スル準備計画」のなかで、「戰時輸出入ノ杜絶ニ伴ヒ輸出品工業ノ大部ハ其作業ヲ停止セサルヘカヲサルニ反シ軍需品工業ハ急激ナル擴張ヲ要望スヘシ是ニ於テカ平時ヨリ綿密ナル工業轉換ニ関スル計画ヲ立案シ機械及勞力ノ轉換法勞力並原料ノ配當ニ関スル統一の計画工業轉換ヲ円滑ナラシムヘキ平時施設又ハ指導、勞力及原料ノ節減並代用法等予定シ置クコト必要ナリ」(註⑤)と記し、戰時軍事工業動員体制構築には平時から民間工業が軍需工業へ轉換可能な準備をしておくこと、同時にそれを具体化する機械、勞働力、原料の確保を保証する体制が不可欠としていた。

また、同書は戰時における資源確保と、平時からの軍需工業の物的基礎となる軍需工業用資源供給地選定、および資源の移入体制の検討を主な調査研究対象としており、軍需工業動員体制確立要件の最大課題として資源確保を強調していた点が注目される。

この間、臨時軍事調査委員会は、研究成果を次々に発表していくが、『欧州交戦諸國ノ陸軍ニ就テ』(一九一七年一月刊行)では、第五章「交戦各國戰時工業動員ノ実況概説」において、各國の軍需工業動員は軍關係機関の業務拡充により実施されたと報告している。そして、結論として、「戰闘ノ勝敗ハ軍隊ノ精否ニ関スルコト頗ル大ナリ、是レ平時ヨリシテ軍隊教育ニ深遠ノ考慮ヲ求ムル所以ナリ」(註⑥)と述べ、

必ずしも軍需工業動員の重要性を総力戰準備の第一にあげるまでにはいたっていなかった。

その一方で、陸軍の正面整備体系の立ち遅れや、継戦能力への不安感を指摘し、これを解消するためにも軍需工業動員体制確立を説く見解が多くなってきた。

たとえば、後に「軍需工業動員法」制定に重要な役割を果たすことになる陸軍砲兵大佐吉田豊彦は、「愈々戰時状態を見るに及んで製造能力を極端に發揮せざる得ない以上、茲に於てか工業動員を行ふの必要が起つて来る。而して此の工業動員が迅速に行はると否とは戰時に甚大な影響を及ぼすことになる」(註⑦)と記し、工業動員能力水準が戰勝要素の根本となるとの判断を示していた。また、陸軍砲兵小佐上村良助も、「いかに戦線に精銳なる軍隊が配列せらるるにせよ、工業動員が完全に行なわれて、軍器彈藥他の兵器が、遺憾なく補給せられなかつたら、充分の活動は寛束ないのである」(註⑧)と記し、ほぼ吉田と同様の見解を述べていたのである。こうした見解をさらに具体的な展望をもって要約したのが陸軍少将菊地慎之であった。すなわち、菊地は、「欧州戦乱ノ実験ハ独リ軍隊ノ動員ノミヲ以テ足レリトセス經濟、工業ハ勿論國家ノ各機関ヲ挙ケテ動員ノ必要ヲ認ムルニ至レリ將來ノ動員豈ニ尋常一様ノ計画ヲ以テ甘ンスヘケンヤ」(註⑨)と述べ、従来軍隊の戦場への移送を意味した純軍事用語としての「動員」(Mobilization)を、総力戰段階では非軍事的領域にまで拡大して適用することが不可避となっている現状を強調した。菊地は、要するに國家総動員の概念を端的に提示していたのである。

こうした見解や各種調査機関の成果を踏えた当該期陸軍の軍需工業動員体制構想は、臨時軍事調査委員会作成の『工業動員要綱』にはば集約されていると考えられる。そのなかでは「工業動員の眼目」として次のものが列挙されている。

一 社会全般ニ互ル準備的平時施設ヲ完備シ国防ノ要旨ヲ離レサル経済発展ニ基礎ヲ置ク

二 国策ノ大局ヲ過ラサル為各種ノ智識ヲ糾合シ確實ナル統計ヲ基礎トシ根本的平戦時計画ヲ確立シ萬難ヲ排シテ之ヲ断行ス

三 計画ノ遂行ニ適切ナル組織ヲ完備シ各組織ノ連繫ヲ円滑周密ナラシメ之ヲ最高統轄部ノ一貫セル恒久不変ノ方針ニ従属セシム

四 陸海軍、外交、財政、産業、交通運輸及其ノ他ノ行政機関ノ連繫ヲ適切画一ナラシム

五 平戦時ニ互リ完全ナル兵器独立ヲ図ル為基本原料就中鉄及石炭ノ資源ヲ確保シ尙官民共同自給策ノ考究及普及ニ努ム(註⑩)

これらを要約すれば、工業動員は日本経済の軍事化、つまり軍事ニ国防を中軸に居えた経済構造ニ国防経済への転換を図ること、そして、国防経済の運営は、「最高統帥部」の指揮命令による各行政機関の一元的支配の確立、兵器生産の自立化、資源確保を目標とする官民共同自給策の準備によって達成可能であるとした。この構想は陸軍だけでなく、文字通り国家の総力を挙げることによって達成されるものであり、それゆえ陸軍は他の諸機関、諸勢力にもこの構想への支持・協力を求めて積極的な動きを見せるのである。陸軍は当面の

軍需工業動員法制定過程における軍財間の対立と妥協(上)

(續)

現実的課題として取り敢えず、軍需品生産能力水準の調査・把握を一層徹底させる目的で、一九一八(大正七)年一月、陸軍軍需調査委員会を設置することになった。

同委員会の主宰者であった陸軍大臣大島健一は、同年一月一八日、同委員会第一回会同の席上でその設置理由を、「欧州戦役ノ実験ニ鑑ミ又輓近工芸科学ノ進歩ニ顧レハ我カ現制陸軍技術及器材ノ改良、軍資ノ調達補給ニ一段ノ研究ヲ重ネ以テ我カ作戦能力ヲ完全ナラシムルノ急務ナルモノアル」(註⑩)とめと訓示した。ここで明らかなごとく、陸軍は軍需工業動員体制構築の諸前提として現状における軍需品生産能力再点検の作業を当面の課題としたのである。

そして、同委員会による現状把握の成果が着実に得られていく過程で、より詳細に軍需工業動員能力が明らかにされていった。これ以後、陸軍省内に軍需工業動員法必要論が急速に浮上してくるのは、同委員会の一つの成果と言って過言ではなかった。

さて、この委員会には参謀本部から次長、総務、第一、第二の各部長、教育総監部から本部長、騎兵監、野戦砲兵監、重砲兵監、工兵監、輜重兵監が、陸軍省から次官、軍務・兵器局の各局長、軍事・經理・銃砲・器材課の各課長などが委員として参加した。陸軍全体の各部局が担当領域に関係ある軍需品の必要量を概算し、それによって平時から必要な軍需品の量を策定しておこうとしたのである。

その際、同委員会は大戦中イギリスの軍需省内に設置された軍需会議をモデルとしており、ここでは軍需大臣が議長となって全体がきわめて強力な統制・管理のもとに運営されて

いた(註⑫)。したがって、陸軍も同委員会による調査・研究の実施と同時に、それが陸軍外の各官庁・諸機関をも統括し、工業動員を推進する中央機関としての役割をも期待していたと考えられる。

(b)海軍

大戦勃発を原因とした鉄鋼の輸入激減のため深刻な造船兵器の材料不足に陥っていた海軍は、一九一五(大正四)年一月二三日、海軍技術本部長柄内曾次郎の監督下に材料調査会(委員長市川清次郎)を設置し、その対応策を練ることにした。「材料調査会内規」によれば、同会の役割は、「甲帝国領域内ニ産出スル造船造兵材料並ニ其ノ原料ノ品質、数量、現状及将来ノ見込ニ関スル調査研究 乙 以上ノ材料及原料ヲ軍用ニ供スル為必要ナル指導 丙 外国製造造船造兵材料ノ調査研究、丁 各部ニ於テ制定セントスル造船造兵材料試験検査規格ノ調査」(註⑬)などにあるとされた。

海軍の場合、艦船製造用材料が多種にわたっており、鉄鋼輸入の激減という前例のない事態は、戦時における材料・原料の確保と、平時における材料製造能力の充実とを認識させることになった。

このことは同年一〇月二日に設置され、大戦参加諸国の海軍における動員状況の研究調査を担当した臨時海軍調査委員会(委員長山屋他人)の第二分科会に「出師準備品」、「戒厳・徴発」、第三分科会に「機関」、「軍需品」の調査研究項目が設けられたことから知られる(註⑭)。すなわち「出師準備品」調査は、戦時に必要な軍需品の国内自給率の算定、

「戒厳・徴発」は民間所有の既存物資の所有量の調査、「機関」は民間工場における軍需品生産能力の実態把握、「軍需品」では燃料を中心にした一般軍需品の調査が目標とされるのである。

以上二つの委員会によって海軍が大戦勃発と同時に、軍需工業動員の必要性を陸軍同様と認識していたことが知られる。さらにこれらとは別に平戦両時における軍需工業動員の具体的内容をより総合的に検討し、計画を立案するため、一九一七(大正六)年六月二日に兵資調査会(委員長左近司政三)が設置された。これは陸軍の軍需調査委員会にほぼ相当するものであった。

兵資調査会の「処務内規」によれば、「海軍部内及部外の軍需工業力を調査し、軍需品製造補給に於て作戦上遺憾なき様平時より施設すべき事項、及び戦時実施すべき工業動員計画を完成するを目的とす(第一条)」「(註⑮)」とし、同会が軍需工業動員体制構築を目指す意図のもとに設置されたことを明記していた。

同会で構想された具体的な軍需工業動員計画は、同年八月二日付で同会の溝部委員が、古川委員、左近司委員宛に提出した「英国軍需省ヲ新設シタル理由及我帝国ニ其ノ必要ノ有無」(註⑯)と題する通牒によって明らかである。すなわち同通牒は最初にイギリスにおける軍需省設置(一九一五年五月)理由が、戦時中の軍需品の製造、運輸・供給の有効なる増進の必要性、軍需品製造供給の統一を図る中央管理機構設置、陸海軍軍人の実業方面への不慣れ、労働者(特に職工)の確保、などにあったと指摘した後、海軍の見地からする軍

需省設置の「利点」として次のことをあげている。

一、統一セラレタル中央管理ハ海陸両省ノ協定ニ俟ツヨリモ確實ナリ

二、陸海軍ノ協定ハ容易ナルカ如キモ事實ニ於テ然ラザレバ之カ調和ヲ期スル一機関必要ナリ

三、軍人以外ノ実業家、技術家ヲ集メ其力ヲ平易ニ軍隊後方ノ用務ニ利用スルコトヲ得

四、戦闘ヲ単ニ軍隊ノミカ担任スルト云フ形式ヲ破リ挙国ニ任スルノ形式トナル

五、軍需品製作供給ノ能率ヲ増加スルコトヲ得ベシ

ここでは単に陸海軍の統一機関設置の発想を超えて、軍以外の諸機関、諸勢力との協調関係の制度化を是とする、総力戦体制構築の認識を読み取ることが可能であろう。特に軍需工業動員体制の準備が、「挙国ニ任スルノ形式」となると強調した理由には、海軍が陸軍以上に工業水準の低位性克服を切実な課題として認識していたからであろう。

しかし、その一方で海軍としても次の内容を「害点」としてあげ、慎重な姿勢も見せていたのである。

一、中央管理機関ノ長官ニ（又ハ陸軍々人カ海軍々人カノ一人）部外者ヲ用ユル結果、陸軍、海軍、直接ノ要求ヲ或ハ中途ニ遅延セシムルノ弊害ヲ生スルコトナキカ

二、陸軍、海軍ノ協定力完全ニ遂行スルモノトセハ不必要ナル一機関ヲ増加スル害アリ

軍需省設置構想の根底には、あくまで陸・海軍主導による軍需工業動員体制構築の志向が存在していた。その意味で主導性が保障されればイギリス型の軍需省設置を是と考えてい

軍需工業動員法制定過程における軍財間の対立と妥協（上）

たのである。したがって、軍需省設置による「害点」は消極的意味しかなく、海軍としては、各種調査会の成果をもとに軍需省設置を積極的に構想するにいたっていたのである。

以上、溝部委員の提言は、当該期海軍幹部の見解をほぼ集約したものと考えられる。つまり、兵資調査会委員長左近司政三は、これに関連して同調査会が、「宇内ノ大勢ニ応シ我が国策ノ基礎トシテ調査研究ヲ進メサルヘカラス」（註⑰）との認識を明らかにしていた。左近司のいう「宇内ノ大勢」とは、戦時における高度の軍需工業動員体制構築を不可避とする総力戦段階の出現を示しているのである。

同様の認識は、同年一月一日、農商務商工局長名で提出された「工業用材料機械類ノ形状寸法統一並ニ度量衡統一ニ関スル件」に対し、兵資調査会が作成した回答案にも見出すことが出来る。ここでは、「工業力増進ノ根本トシテ錯雑セル我工業界統一の基準ヲ扶殖スルコトノ軍事上並ニ経済上切要ナルハ大勢既ニ之ヲ認ムル所ナリ」（註⑱）と記され工業能力水準の引き上げに根本的に不可欠であった度量衡規格統一問題にも積極的に関心を示していたのである。言うまでもなく度量衡規格統一問題は、生産の効率化、生産力拡充にとつて重要課題であり、官営工場と民間工場との生産技術の平準化にも必須のものであった。

一九一八（大正七）年二月、兵資調査会は以上の経過を踏えて、より具体的な軍需工業動員構想案を作成するにいたった。すなわち、東島猪之吉委員は、同年二月二十五日付の「軍需工業動員及工場管理状況ニ関シ」（註⑲）と題する文書の中で、大戦参加諸国の軍需工業動員実施の実態について分析

（續編）

軍需工業動員法制定過程における軍財間の対立と妥協(上)

(續)

一八

した結果、各国に共通する要点として次の内容を列挙した。

一、軍需工業管理機関ノ新設

二、軍需品ノ使用、売買移動輸出制限若クハ禁止

三、前項国内所有高及其分布調査竝ニ其管理

四、軍需品ノ輸出禁止若クハ制限

五、同輸入

六、官立工場拡張

七、官立工場新設

八、民間軍需工場拡張

九、軍需工業ニ転用シ得ヘキ民間工場利用

一〇、民間軍需工場新設

一一、工場管理

一二、輸送管理

一三、人員、原料、材料、機械ノ適當ナル補給

以上の諸点は、法律または勅令によって政府が必要に応じて、国内資源、農・商工業、輸送機関や人員を随意に利用した経緯があったとしている。

また、ここでは海軍が構想する軍需工業動員体制の青写真が、参戦諸国の実態報告・調査という形をとって明らかにされている。それは同時に同年四月に制定された「軍需工業動員法」への海軍の最終的原案としての性格をも示しており、実際、海軍の構想は同法の中で相当程度条文化されていくのである。

その際、海軍はイギリス型の軍需工業動員体制を模範としその積極的導入を説いていた。すなわち、イギリスでは、「国防法」(Defence of general Act)、「国防条例法」

(Defence of general regulation)、「軍需品法」を設

けて、政府がこれらの法律によって軍需工業を強力に統制・管理していたのである。なかでも海軍省、軍事参議院(陸軍省)、軍需大臣に付与された権限規定を記した「国防法」の内容は、「軍需工業動員法」の原型と言っても過言ではなかった。それは次のような内容であった。

(イ)如何ナル会社工場ニ対シテ其全部又ハ一部ノ生産力ヲ政府ノ用ニ要求シ得ルコト

(ロ)如何ナル会社工場又ハ現存設備ト雖モ政府ノ用ニ使用又取用シ得ルコト

(ハ)如何ナル会社工場ト雖モ海陸軍省軍需大臣力軍需材料ノ生産ヲ大ナラシムル為ニ与ユル指令ニ従フヘキコト

(ニ)或会社工場ニ於ケル軍需品ノ生産ヲ維持シ又ハ増加セシガ為ニ他ノ会社工場ノ作業、経営者ノ使傭機械及設備ノ移動ヲ制限シ得ルコト、戦用品ニ使用シ得ヘキ金属及ビ材料ノ供給ヲ調節シ又ハ管理シ得ルコト

(ホ)軍需品ノ生産貯蔵又ハ輸送ニ従事スル職工ノ居住用トシテ如何ナル空家ト雖モ占有シ得ルコト(註②)

同年四月に入ってから、兵資調査会は、「我海軍ニ於テ使用スル原料及材料中我国ニ生産セザルモノ竝ニ生産不十分ナルモノ」調査(註②)を作成し、一般民間工場・会社における軍需品の生産管理・統制への要求を次のような内容で明らかにしていた。

本調査ハ専ラ著名ナル工業会社ニ就キ其現状ヲ視察シ一面各種ノ書類ヲ参照シテ記上スルコトニ努メタルモ調査ノ範圍広範ニシテ未タ視察ノ行届カザルモノ頗ル多キヲ以テ正

鶴ヲ失スルモノナキヲ保セス加之ナラス本部生産力ノ査定ハ企業界ノ常態トシテ各会社多クハ其己レノ工業力ヲ発表スルヲ欲セザルヲ以テ容易ニ其真相ヲ穿ツコトヲ得ザレハ遺憾トスル処ナリ

これは明らかに先の「国防法」の条項ヲ参考としたもので民間工業・工場の生産管理・統制によつてはじめて軍需工業動員体制が可能だとする海軍の判断を示したものであった。

こうした海軍の判断は、「軍需工業動員法」制定後も繰り返シ強調された。その真意が民間産業の軍事的動員にあったことは言うまでもない。たとえば、一九一八年二月九日から一六日にかけて、海軍技術本部長伊藤乙次郎主宰下に開催された大正七年度工廠長会議の席上における艦政局長中野直枝の次の発言が参考にならう。

戦時ニ於ケル軍ノ要求ヲ充サンカ為平時ヨリ民間軍需産業ノ発達ヲ図リ機ニ臨ミ其ノ潜勢力ヲ活用シテ軍ノ工作力ヲ補足シ以テ軍需品ノ自給自足ヲ得ンコトハ国家経済上最も緊要ナル一事ナリ（註②）

海軍はイギリス型の軍需工業動員体制を模範としつつ、内閣に軍需工業動員の統制・管理の権限を集中させていたイギリスの権限所在と異なり、あくまで陸海軍の主導性を堅持する方針であった。しかし、この場合官民工場・企業間の連絡体制が不充分なこと、民間軍需生産能力の低位性、といった課題の存在は、海軍にしてもいかなる軍需工業統轄機関を設定すべきか苦慮させることになった。

2 政府・財界関係者

寺内正毅内閣の有力な経済ブレーンであった西原龜三は、一九一七（大正六）三月に『戦時経済動員計画私議』（註③）を作成し、寺内首相に提出した。そこでは、第一次世界大戦における勝敗が「経済的施設ノ優劣」によつて決定された、とする総力戦の認識を示し、これへの対応の必要性を次のように説いていた。

軍需品供給ニ遺憾ナキヲ期セムカ為ニハ各般ノ産業ハ国家自ラ之ヲ管理統制シ或ハ保護監督シ而シテ財政ノ運用ニ就テハ租税及ヒ公債ニ依リ多額ノ資金ヲ民間ヨリ吸収シテ更ニ民間ニ散布スルヲ常トスルヲ以テ資金取散ノ調和ニ周到ノ工夫ヲ費スノミナラス戦争ニ基ク経済上ノ変動ヲ調理シ国民生活ヲ安全ニセムカ為メ各般ノ施設到ラサル無ク以テ戦勝ノ榮冠ヲ載ハムコトニ勗メツタアリ（註④）

つまり、参戦諸国が軍需品供給の徹底確保のために、国家による管理・統制による経済統制の導入を行ない、その上で民間資本の充実、投資による民間産業育成の処置が取られたとしている。

これを参考として日本の場合も来たるべき有事の際には、「後方勤務タル農工商交通ノ各業ヲシテ組織的ニ活動セシムルノ施設ヲ完成シ彼レ列強ト相譲ラサル経済的動員計画ヲ定ムルカ如キハ蓋シ喫緊ノ要件ナリ」（註⑤）として国家総動員体制の整備を説き、その中心を経済工業動員に置く見解を示した。その際、具体的な経済工業動員計画として次の内容を挙げていた。それは陸・海軍の構想と異なり、当該期日本

軍需工業動員法制定過程における軍財間の対立と妥協（上）

（續）

二〇

の経済環境や工業能力水準を充分に踏えた、より合理的なものであった。

戦時ニ於テ此ノ任務ヲ完全ニ遂行シ以テ我カ乱雑ナル経済組織ヲ樹立セント欲セハ宜シク内外ノ現状ヲ稽查シ我カ実状ニ適応セシム可キ最善ノ経済的国是ヲ定メ百難ヲ排シテ之カ状行ヲ図リ克ク其目的ヲ貫徹セサル可カラス而シテ其ノ実行機関トシテ軍需省ヲ設置シテ中央地方一貫セシムルノ途ヲ講シ首尾相応シテ克ク其任ヲ遂行セシムルニアリス（註⑳）

ここで注目すべきは経済工業動員統轄機関としての軍需省設置である。これは海軍の兵資調査会の軍需省設置構想とは同一の着想から出たものであった。ただ、西原のそれは明らかに政府・財界主導による経済機関としての位置づけが徹底していたことが特色であろう。

西原は軍需省の具体的な構成内容について、それは購売局、配給局、統制局、労働局、企画局の五局から成るとした。購売局は兵器、糧食等軍需品一切と軍需品製造用原料の購入を担当し、全軍需品は配給局に移行するものとした。配給局から購入品の種類によって軍隊または軍需品製造工場に配給する。統制局は監督工場や鉱山が有効な経営方法を採用するよう指導したり、企業者の利潤および労働者の賃金を統制する。労働局は経済変動や軍隊への徴収によって生じる労働力の過不足を調節する。企画局は軍需品の購売配給の敏活化と調整を図り、あるいは陸海軍や自治体等の工廠・企業に要する物の種類、数量を調査し、同時に他局との調和を図り、全局の機能を把握するものとした。

このように西原構想によれば、各局の役割分担が明文化されてはいたが、問題はこれを統制する軍需省長官、つまり、軍需大臣の権限である。その点西原は次のように述べている。軍需省ノ組織権限ニ就テハ開戦ト同時ニ緊急命令ヲ以テ定メ軍需大臣ノ権力ハ殊ニ強大ナラシメ機ニ臨ミ変ニ応シ其ノ権限ノ行使ニ支障ナキヲ期スヘシ（註㉑）

軍需大臣の権限の絶対化は、イギリスの軍需大臣が保有した権限内容を模範としたものと考えられる。そこで意図されたことは、内閣統制下における合理的な経済・工業動員体制構築を、あくまで内閣主導で進めることであった。

西原が構想した経済工業動員体制は、陸・海軍のそれが直接戦時を想定しての平時準備であったのに対して、むしろ大戦後経済界に浸透しつつあった経済立国主義、あるいは重化学工業化促進の契機とする位置付けが強かった。すなわち、西原は、『経済立国主義』（註㉒）のなかで、大戦後の経済運営においては、国民の「共同共存ノ必要ト共同ノ利害ノ自覚トニ基キ国民各個力国家ノ一員トシテ同一軌動ノ上ニ経済上ノ進歩発展ヲ基スルニ在リ勿論何レノ国タリトモ現在ニ在リテハ恐ラク経済立国主義ノ体セサルモノナカラム」（註㉓）と述べていたのである。

国民が国家経済の一単位とし、国民間の経済較差を解消し平準化することが経済的共存主義の思想であった。国民の生活経済活動が国家経済に直結することこそ、国家経済発展の原動力と位置づけたわけである。さらに西原は、この考えの根底にある経済的立国主義を次のように説明している。

単ニ商業道德ノ改善ト云フガ如キ局部的施設ヲ以テ万足サ

レ得ヘキモノニ在ラス勿論此ノ主義ノ徹底シタル晚ニ於テハ商業道徳ノ如キハ直ニ改善セラルヘシト雖吾人ハ時弊ニ鑑ミ帝國将来ノ使命ニ考ヘ立国ノ大体ヲ此主義ノ上ニ置カムトスルモノナリ(註③①)

西原の説く経済立国主義は、このように理念的的精神主義段階にあったものだが、農・商・工業、政治・外交、宗教、教育、軍事、交通など国家を構成する諸領域にわたる統一的総合的把握を国家が積極的に実行し、その中心にあくまで経済を置くというものであった。それは日本経済が抱えていた当面の課題である経済工業水準の低位性克服につながるものであった(註③②)。

西原の説く経済立国主義は、戦後における重化学工業発展を志向する財界の声を代弁したものであり、その限りで陸・海軍の見解と矛盾するものでなかった。特に軍需工業動員体制構築を経済発展の一大契機とする点で一致点を見い出してはいたが、問題はその目標達成の方法と主導権をどこに置くかであった(註③③)。

このことと関連して、戦後経営の方法をめぐり、軍需工業動員との関係で論ずる見解が大戦中から目立って多くなっていた。たとえば、経済雑誌『財政経済時報』発行者であった本多精一は、戦後経営につき大戦後準備すべき事項として次の四項目をあげていた。

- (一) 戦時に於ける軍器軍需品の製造を如何にすべき
- (二) 之に要する熟練職工の養成を如何にすべき
- (三) 戦時孤立の場合に於て原料の取得を如何にすべき
- (四) 平時に於て軍器軍需品の製造原料を自給する方法如何

軍需工業動員法制定過程における軍財間の対立と妥協(上)

(註③④)

戦時軍需品製造、熟練職工養成、原料取得、軍器軍需品製造、原料自給の課題克服こそ戦後経営とする本多の見解は、明らかに総力戦段階への対応を念頭に置いたものであったが問題はこの平時における総力戦準備の経済的效果についてであった。

本多はこれに関し、次のように述べて経済的效果の可能性を説き、軍部と財界との協力の必要性を論じた。

第一は有事の際最も迅速に又是も有効に工業動員を行ひ得べきこと、第二は平時に於ける軍器軍需品の製造が一般工業界を利し、国防費の一部を以て工業資本の用を為さしむることである(註③⑤)

要するに民間産業が軍需産業に積極的に進出することで経済・工業の活性化を図ること、そのために軍産協同路線の定着が不可欠とする判断を示したのである(註③⑥)。

また、民間工業の発展充実こそが軍需工業動員体制の前提条件とする見解が、当該期の経済雑誌に多く見られる。たとえば、達堂の筆名で掲載された「軍需工業の将来」と題する評論は、「軍需工業動員に就ても民間工業が平時に於て進歩し居らざれば戦時に於て幾多の用も為すべき」(註③⑦)とし、「民間工業を奨励するにあらざれば動員は単に取締に過ぎずして何等の実行を奏するには至らぬのである」(註③⑧)と述べて、民間工業育成のためには何よりも国家による保護奨励策の徹底が必要であると示した。

さらに、保護奨励策の問題について、「軍需工業動員法」制定との関連で次のような見解をも示していた。

(額嶺)

軍需工業動員法制定過程における軍財間の対立と妥協(上)

一一一

軍需工業動員法の規定に依れば、政府は必要に応じて工場、事業場及び附属設備の全部又は一部を管理し、使用し又は取用することを得るのであるから、政府の権能は頗る広汎且つ多大である。随ふて政府官吏にして民間工業を奨励し保護する精神なくして其の権能を濫用することあらば、其の弊害は固より多大にして、而かも動員の目的を達せざるに至るのである(註⑳)。

つまり、政府による民間工業への積極的な保護奨励の必要性を説き、そこそが軍需工業動員の前提条件であるとした。そして、結論として、「工業動員は我工業家に取りて復た一種の利益を与ふる者である」(註㉑)とする認識を明らかにしていた。

軍需工業動員が「一種の利益」とする見解は、財界人にとって、重化学工業化促進を軍需工業へのより一層の接近によって果たしたいとする考えの表われでもあった。それは日本経済構造の中に軍需工業を確実に含み込むことで、軍産協同の体制を作り上げようとするものであった。こうした発想の背景には、財界人のなかに大戦を契機にして、軍部が「大に民間の軍需工業に依頼しなければならぬこと」なり、民間の軍需品工業は是に依りて一層の重きを為すに至った」(註㉒)とする判断があったからに他ならない。

いずれにせよ、軍需工業動員をめぐって、軍財の双方がそれぞれに思惑をもちつつも、相互補完的あるいは相互協力的関係に入らざれ得ない状況にあったのである(註㉓)。

それは当該期の日本重化学工業が抱えた課題、すなわち、資本蓄積および工業技術水準の低位性を克服するために、取

(續)

り敢えず軍需拡大の方向が特に重化学工業関係の財界人によって一定程度志向されたのであった。特に、この時期には陸海軍費が国家歳出の四分一前後を占めており、軍事費の相対的膨張傾向が一層軍需拡大に拍車をかけていたこのことも軍財協調路線の固定化の背景となっていたと言える(註㉔)。

こうして軍財双方の軍需工業動員構想は、基本的に調整可能な内容と経済状況のなかで、ますますその連動関係を明確にしていくのである。そこで次に連動関係の実態を見ていくために、軍需工業動員構想上で調整あるいは妥協が必要とされた主要な課題について検討しておきたい。

註① 臨時軍事調査委員会については、黒沢文貴「臨時軍事調査委員会について」(上智大学『紀尾井史学』第二号、一九八二年一月)、拙稿「臨時軍事調査委員会の業務内容」(『政治経済史学』第一七四号、一九八〇年一月)、参照。

② 「臨時軍事調査委員業務担任区分表」(陸軍省『欧受大日記』(防衛庁防衛研修所蔵)大正五年五月)。

③ 前掲「臨時軍事調査委員会の業務内容」、四九頁、五六〜五九頁、参照。

④ 参謀本部『全国動員計画必要ノ議』(防衛庁防衛研修所蔵)。同書は、拙著『総力戦体制研究』の「附録資料」(一九九二〇五頁)に一部転載した。

⑤ 参謀本部『帝国国防資源』(防衛庁防衛研修所蔵)、一七頁。同書は、拙著『総力戦体制研究』の「附録資料」(二〇六一〜二二二頁)に一部転載した。

⑥ 『偕行社記事』第五一三号、一九一七年一月、二九頁。

- ⑦ 吉田豊彦「日本の工業家に希望す」(『欧州戦争実記』第九号、一九一七年五月二五日、六五頁)。
- ⑧ 上村良助「欧州戦争と工業動員」(同右、第七五号、一九一六年九月二五日、九八頁)。
- ⑨ 菊地慎之「動員ニ就テ」(『偕行社記事』第五一二号、一九一七年三月、七〇八頁)。
- ⑩ 臨時軍事調査委員会『臨時軍事調査委員 第二年報』(防衛庁防衛研修所蔵)大正七年一月二〇日、二六七頁。
- ⑪ 「臨時陸軍軍需調査委員 第一回会同ノ席上ニ於ケル陸軍大臣ノ訓示案」(陸軍省『欧受大日記』大正七年九月)。
- ⑫ 「英国軍需省内ニ設置セラレタル軍需會議ニ関スル党書等送付ノ件」(同右、大正七年六月)。
- ⑬ 海軍省『公文備考』(防衛庁防衛研修所蔵)大正四年卷一。同委員会については、斎藤聖二「海軍における第一次大戦研究とその波動」(『歴史学研究』第五三〇号、一九八四年七月)、参照。
- ⑭ 前掲『公文備考』大正六年、官職三卷三。
- ⑮ 同右、大正六年、官職四卷四。
- ⑯ 「兵資調査会委員長口述覚書」(同右、大正六年卷三)。
- ⑰ 「統一的工業ニ関シ農商務省商工局長提案ニ対スル回答案」(同右)。
- ⑱ 同右、大正六年官職三卷三。
- ⑲ 「英国軍需工業動員及工場管理概況 (1)国防法要点」(同右)。
- ⑳ 同右、大正六年官職四卷四。
- ㉑ 同右、大正七年卷三。
- ㉒ 『西原亀三文書』(国立国会図書館憲政資料室蔵)第三三冊。

軍需工業動員法制定過程における軍財間の対立と妥協(上)

(續編)

- ㉓ 同右、二〇三頁。
- ㉔ 同右、四頁。
- ㉕ 同右、一〇一―一頁。
- ㉖ 同右、一六頁。
- ㉗ 同右、第三二冊。
- ㉘ 同右、三七一頁。
- ㉙ 同右、三七三頁。
- ㉚ こうした西原の構想は、後年関東大震災(一九二三年九月)を契機に帝國經濟會議設置要求の際の次の主張にも引き継がれている。「此秋ニ方リ国家施設ノ根本調査ヲ遂ゲ、世界ノ大勢ニ鑑ミ、國民生活ノ安定ヲ期シ得ベキ經濟産業ニ対スル確固タル國策ヲ樹テ、國民ノ向フ処ヲ確立セザル可カラズ」(西原亀三「帝國經濟會議設置ニ関スル建議」『西原亀三文書』第二七冊、七〇頁)。尚、露貝誠良は、「日本金融資本確立期における日銀信用体系の再編成」のなかで、「日支を中心とするアジアにアウトタルキーの世界を構築しようとする寺内―勝田―西原―朝鮮組」政権は秘密裡に権力中枢において軍事的な國家總動員構想を準備し、その構図のもとに着々と産業的金融的改革を實行していった。その現実の表面に姿をあらわした氷山の一角が、見返担保品の拡張であり、軍需工業動員法であった」(法政大学『經濟志林』第一四四卷第一号、一九七六年三月、一六四頁)と述べ、当該期西原の役割を規定している。
- ㉛ 西原とほぼ同じ内容で經濟立國主義を説いた者に、國民黨總裁犬養毅(鷲尾義直編『犬養木堂伝』中卷、一九三九年、四〇六―四〇七頁)がいる。また、後藤新平(寺内内閣・内務

軍需工業動員法制定過程における軍財間の対立と妥協(上)(續編)

大臣)の大調査機関設置構想にも同一の発想が見られる(『後藤新平文書』マイクロフィルム一五一「大調査機関関係」、参照)。

③③ 本多精一「軍器軍需品の製造と其奨励策」(『財政経済時報』第一三卷第七号、一九一六年七月、四頁)。

③④ 本田が主宰する『財政経済時報』には、本田とはほぼ同様の観点からする記事がこの時期目立っている。たとえば、田尻稲次郎(大蔵省出身・東京市長)は、「戦後の経済と自給策」(第五卷第一号、一九一八年一月)のなかで、大戦を契機に實際的に自給自足経済が主流となつているとし、これへの対応策確立を説いた。国内資源開発を説いた野呂景義(東大教授・農商務省技師)の、「鉄材独立自給の根本政策」(同右)、製鉄原料、自給体制確立のため国民の自覚・理解の必要性を説いた横堀治三郎「姑息なる製鉄自給を排す」(第五卷第二号、一九一八年二月)などがある。

③⑤ 達堂「軍需工業の将来」(『工業雑誌』第四八卷第六二五号、一九一八年四月五日、三五三頁)。

③⑥ 同右「工業動員の方法と影響」(同右、第四八卷第六二六号、一九一八年四月二〇日、四〇九頁)。

③⑦ 同右、四一頁。

④① 当該期、財界人の戦後経営策について工業動員の観点からの記事も少くない。たとえば、藤山雷太(日本商工会議所会頭)「工業戦ニ対スル日本ノ立場」(『実業之日本』第二一卷第一八号、一九一八年九月)、青柳栄司「工業経済思想」(『工業評論』第四卷第四号、一九一八年四月)、今泉嘉一郎(日本鉄鋼協会会長)「民間製鉄業の欠陥と其振興策」(『財政

経済時報』第三卷第五号、一九一六年五月)、同「鋼鉄の独立自給に就て」(『工業雑誌』第五七三三号、一九一六年二月一〇日)、善生永助「戦時経済及び戦後経済の研究」(『新公論』第三三卷第八号、一九一八年八月)、藤原銀次郎(王子製糸社長)「戦時工業と保護奨励」(『国産時報』一九一八年五月号)などがあつた。また財界人以外にも、蔵川永充(農商務省工務課長)「戦時工業ノ趨勢ヲ論ス」(『商工時報』第五卷第四号、一九一九年四月)、勝田主計(大蔵大臣)「欧州戦争と我国の財政」(『自由評論』第五卷第一二号、一九一七年一月)、森戸辰男(東京帝国大学経済学部助教)「経済国家主義と経済生活」(『経済時論』第一卷第二号、一九一七年二月号)、同「工業動員と世界貿易の将来」(『外報摘要』一九一八年六月号)、佐藤綱次郎(陸軍中将)「工業動員の話」(『実業界』第一六卷第五号、一九一七年三月)、三宅覚太郎(陸軍少佐)「欧州大戦より得たる吾人の第一教訓」(『大日本』第五卷第八号、一九一八年八月)、某氏(予備役陸軍大佐)「日本に於ける工業動員」(『経済時論』第一卷第三号、一九一七年三月)、などがある。

④② 村上勝彦「資本蓄積(2) 重工業」(大石嘉一郎編『日本帝国主義史』第一次大戦期』一九八五年、二二二頁)、参照。

二 軍需工業動員構想をめぐる軍財間の対立と妥協

1 自給自足論をめぐる

大戦勃発による工業原料の輸入減少あるいは途絶は、軍部や財界に大きな衝撃を与え、これへの対応策を迫ることにな

った(註①)。その一つが、一九一六年(大正五年)四月に設置された経済調査会における仲小路農商務相(寺内正毅内閣)の「国家ノ独立自給」体制の早急準備を説いた次の発言である。

国家ノ独立自給ニ必要ナル主要生産及海外貿易ニ必要ナル組織ノ完成ヲ遂ケ、以テ将来ニ必要ナル各種ノ画策ヲ定メ茲ニ国家百年ノ大計ヲ樹立スルコトハ実ニ今日ノ急務ナリト思考セシ(註②)

仲小路の「国家ノ独立自給」論に類似した、自給自足論をめぐって、大戦期間中から様々な見解が見られることになる。それは軍需工業動員体制構築上、極めて重要な問題であった。何故なら、軍需工業動員体制を基盤とする総力戦体制は、基本的に自給自足経済の確立を前提とした軍事・政治体制であるからである。以下、軍財関係者の発言を追ってみよう。

先ず、陸軍省兵器局課員・砲兵少佐鈴村吉一は、総力戦段階に適合する軍需工業動員体制構築の目標が軍需品の自給自足確保にあるとして、次のように述べた。

工業動員ノ計画ニ併セ生起スヘキ問題ハ軍需品自給独立ノ件是ナリトス 軍需品自給独立ハ既ニ説明シタル各種ノ素質ヲ意味スルカ故ニ結局一方ニハ工業動員ヲ計画シ地方ニハ軍需品補給ヲ主題トスル国家工業政策ヲ樹立セサルヘカラサルコトニ帰着ス(註③)

戦時における軍需品の自給自足は純軍事的要請からいっても不可欠な戦勝要素であり、軍需工業動員が戦時を想定して企画されるものである限り、自給自足体制確立もそこから案出された一つの結論であった(註④)。

軍需工業動員法制定過程における軍財間の対立と妥協(上)

海軍においても同様の見解が目立つ。たとえば、海軍主計中監・海軍中将佐伯敬一郎は、大戦の教訓から自給自足体制の整備がいかに機能したかをドイツを例に取りあげて説明していた。なかでも、「自給自足経済と云ひ農工業の独立と云ひ若くば工業動員と云ふ何れも従前国民の一瞥を働せざりし経済主義なり」(註⑤)と述べ、自給自足の対象を単に軍需品に限定せず、広く生活関連物資までも含むものでなければならぬとしたのである。

しかし、海軍内におけるこのような自給自足の対象品目の広範性を説く見解は少数派であり、むしろ次のような見解が代表的なものであった。すなわち、一九一七(大正六)年七月三十一日、海軍省内で開催された経理部長等会議の際、海軍経理局長志佐勝は、海軍大臣加藤友三郎宛に次のような通牒を送付していた。

軍需品ノ独立自給ハ現戦役ノ実験ニ鑑ミ其必要ヲ感スルコト最モ切ナリ近時民間工業ノ発達ニ伴ヒ従来外国ヨリ供給ヲ仰キタル物資ニシテ内地ニテ生産セラルムニ至リシモノ尠カラサル如キハ国家ノ為メ真ニ慶賀ニ堪ヘサル処ナリ軍需品ノ調弁ニ対シテハ常ニ此ノ意ヲ体シ国内自給ノ目的ヲ貫徹スルニ遺憾ナカラシムコトヲ望ム(註⑥)

ここでは「国内自給」の具体的方法に言及していないが、軍需品の国内自給率が高ければ高いほど軍事的合理性に合致したものである、といった判断が示されている。

しかし、これを経済合理性・効率の点から見た場合、財界人から次のような慎重論が出てくるのも当然であった。たとえば善生永助は次のように述べているのである。

(續編)

勿論自給自足主義は経済上の安全第一であるが、個人に全智全能を求め得ざる如く、国家に依りても如何なる種類の生産品をも自給することは難く、従つて平時に於て極端に其実行を企画するは、国家保護の趣旨には合致するが、消費者の不利益を来さしむるあると共に、資本及び労力の損失を伴ふことがあるから、余程手加減をせねばならぬのである(註⑦)

すなわち、完全な自給自足の経済体制は、経済合理性に適合する限り有効である、という慎重論を示しながらも、後段では大戦後各国で採用されつつあったより柔軟な自給自足主義を骨子とする経済政策の導入の必要性を説いたのである。

そして、日本の極端な原料不足、工業生産能力や資本蓄積の低位性など日本資本主義が内包する構造的矛盾を列挙しつつ、「工業の独立と共に自給自足は須らく経済上の標語として国民の一日も忘る可らざるものに属する」(註⑧)とし、それから矛盾克服と戦後の経済運営のために、自給自足経済を志向する国意識の形成にも配慮すべきだとの見解を示した。

これに対し農商務大臣仲小路廉などは、特に工業用基礎的原料の自給自足に力点を置きつつ、自らの自給自足論を次のように展開している。

熟ら現時の情態を見るに理論の上に於ては兎も角實際の必要より今日の場合に於ては国家国民の存立上必要な物質は自給自足の途を講ぜざる可らざる固より総ての物資悉く之を自給に待つと云ふが如きは到底行はるべきことには非ざるも国防及百般工業の基礎的材料は必ず自給の方策を樹立せざる可からざる(註⑨)

仲小路の見解は、産業調査局設置(一九二〇年二月)理由として述べられたものであったが、特に鉄、羊毛、タール工業、アルカリ工業等の戦略物資および軍需品生産関係の品目を「基礎的材料」と位置づけ、これを取り敢えずは自給自足の対象品目としたのである。

しかし、以上の自給自足論に対し、慶応大学経済学部長堀江一などは、当該期活発化していた中国への資本輸出・投下の推進という対中国政策との関連で次のような警戒論を述べていた。

我国にして対支経営に重きを置く以上は、自給主義の如きは之を一擲し、日支兩國若しくは日本と支那の一部とを挙げて、一つの経済単位とし、其間に於ける経済上の関係の共通を謀らざる可らざるの道理なるに、自給主義の如きに齟齬するに至つては、論者の眼孔甚だ小なりとす可く(註⑩)

さらに、堀江は自給自足論者が輸出貿易を奨励し、輸入抑制を主張するのは矛盾であり、平時における総貿易量の増大が国民経済の発展には肝要だとした。そして平和経済に軍国主義の要素を入れることを不可とし、平和主義を基調とする国民経済の発展が国防強化に通ずるとする判断を示していた。これは極めて経済合理性を踏えた議論であった。

しかし、堀江の基本的課題は、中国との経済ブロックの形成による中国資源確保であり、その意味では広義の自給自足圏の形成であった(註⑪)。いずれにせよ、これら自給自足経済主義には平戦同時における工業の独立、すなわち、軍需品および一般・民間需給品の外国依存を極力押えることが意

図されていたのである。

また、貴族院議員斯波忠三郎（後東大教授、日滿マグネシウム・満州化学社長）は、「工業の独立は国家の独立を意味する。工業の独立無くして国家の独立は有り得ない。而して吾日本国が此意味で工業の独立をなすためには現在の制度組織に非常な欠点を認むるにより之を打破せねばならず」（註⑫）と述べ、「制度組織」の「非常な欠点」を是正するために製鉄業の国家的保護、原料確保・供給、工場経営法の改良研究、工業教育の推進を図り、これを強力な国家の直接指導下に実行すべきだとした。

つまり、斯波は自給自足経済を現実化するために国家の強力な支援が不可欠であり、したがって、自給自足経済は経済への国家介入を不可避としたのである。それが結局は工業の独立に通ずるとしたわけで、諸外国との貿易関係が制限、あるいは停止しても活動可能な工業独立は、国家の支援、具体的には保護奨励法などの実施を待って、はじめて成立するものとしたのである。

それで、軍部の自給自足論にしても、財界関係者のそれにしても、いずれも国家経済の再編という課題と直接関係するものであり、国家経済との連動という点では、軍財は協同歩調を取り得るはずであった。同時に自給自足経済の確立のためには、その物的基盤となる工業用原料の自給をも前提としていたことから、その原料獲得方法をめぐっても一致点を見い出す可能性があった。それは具体的に中国資源への着目において明らかであった。

2 中国資源への着目

自給自足主義を現実に移すためには、工業用原料や動力源が必要であり、ここから大陸資源の確保という課題が登場してくる。すなわち、鈴木隆史が指摘したように、総力戦体制の構築にとっても、「戦争遂行を支える軍需資源確保を絶対的な要件とする」（註⑬）のであり、その資源確保対象地域とされたのが中国大陸であった。そして大戦後から急速に高まる中国へのアプローチが西原借款であり、対支二一カ条の要求であった。

ここから同じく鈴木は、次のような重要な指摘を行なっている。すなわち、「総力戦準備の進行に対応して、日本帝国主义の中国大陸にたいする植民地侵略の衝動を、たえず促進する基本的要因の一つがあったことを看過することができない」（註⑭）と。当該期日本の総力戦体制構築への志向が、日本国内資源の絶対量不足のために中国への経済的軍事的侵略を不可避とさせ、それとほぼ併行して国内におけるファッシン化促進の要因となったとした。そこで次に支配層の中国資源確保論を追ってみたい。

日露戦争以後、中国大陸への領土的野心を一貫して保持していた陸軍は、対ロシア再戦準備の観点から中国、なかでも満蒙地域（中国東北部）の軍事拠点化への工作に最大の関心を払っていた。それで、満蒙地域への関心が領土的・軍事的なものから資源確保の対象地域へと移行したのは、大戦を境としてのことであった。特にロシア革命（一九一七年）による帝政ロシアの崩壊は、一層そのことを決定づける要因とな

った。

陸軍のなかでも参謀本部が中国資源獲得に積極的であり、陸軍省は中国の資源調査を中国各地に配置した諜報機関に依託すれば足りると判断していた(註⑮)。これに対して参謀次長明石元治郎は陸軍大臣大島健一宛通牒のなかで、一九一〇(明治四三)年以降継続中の中国資源調査は、調査費の続く限り継続するよう進言していた(註⑯)。この時期参謀本部の中国資源確保論は次のようなものであった。

満州及内蒙古ノ調査ニ関シテハ関東都督府之カ調査ヲ進捗シツツアリ然モ該方面作戰ノ場合ニ於テモ豊富ナル支那ノ物資ヲ利用セサルヘカラサルコトヲ予期セサルヘカラサルノミナラス殊ニ山東半島ヲ領有シタル今日対支那作戰上北部支那中部支那ハ勿論南部支那ノ物資ヲ直接利用セサルヘカラサル場合多カルヘシ其他南洋方面ノ作戰ニ於テハ是又支那本部ノ物資ヲ利用スルヲ有利トスル場合アルヘシ(註⑰)

要するに、参謀本部にとって中国資源は、作戰遂行上必要不可欠な戦略資源であって、その獲得対象地域は中国全土にわたる広範囲なものであったのである。

こうした純軍事的要請が軍部にとって第一義的になるのは当然であったが、次の宇垣一成(当時陸軍省軍事課長)の発言は、参謀本部と比較してやや露骨さを押えているものの、中国資源獲得の正当性を理由づけようとしたものであった。

帝国ノ支那ニ対スル企画ハ所謂国家存亡問題ニ切実ニ接触シアルモノトス、即チ平時ニ於テハ：原料ノ供給等ハ地理上主トシテ之ヲ支那ニ求得テ始メテ世界ノ競争場裡ニ立ツ

モ克ク帝国生存ヲ全フシ得ルナルヘシ、將又有事ノ日ニ方リテハ支那ヲ以テ：帝国カ一朝欧米強國ノ封鎖ヲ蒙ルカ如キ場合ニ在リテハ国民生活ノ需品、軍需原料等ノ不足ハ多ク之ヲ支那ノ供給ニ得テ克ク我国防ヲ完フシ帝国ノ存立ヲ保チ得ルニ至ルモノトス(註⑱)。

つまり、中国資源の利用目的が平戦両時にわたって説かれその安定確保が日本「存立」の基盤と位置づけたのである。それによって中国資源確保の絶対性と正当性が、国民生活レベルの安定化に通ずるものと説かれた。後の中国侵略の正当性を説く論理が早くもここに見い出されるのである。

こうした発言をも踏えつつ、陸軍内では公式に中国資源調査研究機関が発足していた。その代表的なものが参謀本部第二部(情報担当)第五課(支那課)に所属する兵要地誌班であった。一九一五(大正四)年九月、兵要地誌班長に就任した陸軍少佐小磯国昭は、兵要地誌班の業務内容を単に地理的地学的調査にとどまらず、原料・資源調査にまで拡大し、戦時における不足資源の供給地としての中国・蒙古地方の資源把握に乗り出した。

小磯が兵要地誌班に配属された当時において、陸軍には平戦両時を通しての国防資源の獲得と、その日本国内への輸送および戦地への軍需品輸送を統一的に管掌する機関が存在しなかった。それで、小磯の課題は、中国・蒙古資源の把握と、その国内搬入手段の検討にあった(註⑲)。小磯は同年八月から九月にかけて、先ず蒙古地方での資源調査旅行を実施し、その成果を『東部内蒙古調査報告 経済資料』と題する報告書にまとめた。

小磯は蒙古地方への調査旅行の意味を、「対露支作戦上、必要とする東部内蒙古の兵要地誌資源を調査すると同時に、平時施策を如何に進めて置くのを適当とするやを調査しようというのが目的であった」(註⑳)としている。ここで言う「平時施策」とは、平時における工業動員に不可欠な国内不足資源の安定供給体制の確立を目指したものであった。

次いで兵要地誌班は、中国を将来における戦争準備体制、換言すれば国内における国家総動員体制実現を図るための資源獲得地として位置づけるにいたった。そして、中国で得られる資源を国防資源の中核とすべきことを説いた『帝国国防資源』(別名『小磯国昭少佐私案』)を、一九一七(大正六)年八月に作成した(註㉑)。

このうち総論と結論を執筆担当した小磯は、大戦での戦争形態の変化に着目して、今後の戦争の勝敗は、「宛然経済戦ノ結果ニ依リテ決セラレントスルノ観アラシム」(註㉒)傾向が一段と強まり、経済動員の優劣が戦局を左右するとした。さらに、「長期戦争最終ノ勝利ハ鉄火ノ決戦ヲ敢行シ能ハサル限り戦時自給経済ヲ経営シ得ル者ノ掌裡ニ帰スルコト瞭ナリ」(註㉓)とし、長期戦を不可避とする場合、戦時自給経済の確立こそが勝利の最大要因とした。そのためにも平時より戦時経済準備と、その基盤となるべき資源確保の方策を早急に立案しておくよう強調した。小磯はその資源供給地として、「支那ノ供給力ニ負フ所将来益々多カラントス」(註㉔)と述べて中国資源への関心を明らかにしていた。したがって今後日本の対中国政策は、中国における日本の経済的軍事的支配を強化し、資源獲得の目標達成に置くべきだとの判断を

軍需工業動員法制定過程における軍財問の対立と妥協(上)

示していたのである。

この他、一九一六(大正五)年から一九一七(大正六)年にかけて、中国の土地・資源調査報告書が次々に作成され、それは支那駐屯軍司令部の責任によって実施された(註㉕)。陸軍省内における中国資源への着目は、陸軍省兵器局において見出すことができる。大戦に出現した新たな兵器体系や兵器自体の大量生産・大量消費の実態研究を行っていた兵器局は、兵器の国内開発・国内自給のためには国内軍需工業の発展が不可欠として、その物的基盤即原料の供給地として中国への関心を強く持っていたのである。

たとえば、兵器局工政課長吉田豊彦は、国内における不足資源の解決策として次のように記していた。

支那ニ於テハ鉄、亞鉛、鉛、錫、錫、水銀、石炭、硝石等ノ鉱物ニ富ミ羊毛、毛皮、皮革等ノ畜産品又豊カニシテ実ニ世界ノ宝庫ト称セラレ帝国ハ此資源ヲ利用シテ平時工業ノ發展ヲ期シ得ヘク又生産品ヲ彼ニ供給シテ支那ノ開発ヲ援助シ得ヘシ日支親善ノ主義ニ鑑ミ有無相通セシメ茲ニ始メテ東洋ノ平和ヲ保持シ得ヘキナリ(註㉖)

中国を工業動員に不可欠な資源供給地とする議論は、吉田をはじめこの時期多く見られるようになった。そこでの特徴は、大戦で明らかになった総力戦における予想を上回った軍需品の大量消費に対する国内軍需工業動員体制確立を強調した点にあった。その確立要件とされたのが原料資源の長期的安定的確保であり、その対象地域とされたのが中国であったのである(註㉗)。

力点の置き方こそちがえ、参謀本部兵要地誌班、陸軍省兵

(續)

軍需工業動員法制定過程における軍財間の対立と妥協(上)

(續)

三〇

器局関係の軍事官僚の発言は、要するに総力戦体制準備の基本的要件として資源確保に強い関心を抱いていたのであった。そして、この資源確保の問題は、大戦の教訓と大戦直後における国内の急激な重化学工業の発展という面からも単に軍事的配慮にとどまらず、財界の問題でもあった。そこから資源確保は極めて軍事的経済的課題となったのである。

次に財界、官界、学界関係者の中国資源論を見ておこう。

先ず、東京帝国大学法学部教授吉野作造は、ジャーナリズムによって最も活発に中国問題を論じた一人であった。吉野は、「日支経済単位論」のなかで、「自給自足等は愈々平常準備す可き国家政策の重要事なり；若し支那を包括みて立つれば、我が経済の独立は、決して不可能ならざるなり」(註⑳)と述べ、中国との経済ブロック形成によって自給自足経済主義の条件が成立するとした。したがって、大戦後の対中国政策は、この条件成立を最大の外交課題とすべきことを提言した。

吉野が提言した日中経済提携論は、西原亀三の次のような書翰においても見られる。

貴国ノ興廃ハ実ニ帝國ノ興廃ニ至大ナル關係ヲ有ス貴國カ宜シク其態度ヲ脱シ世界ノ大勢ニ習考シ自ラ進テ國運ノ挽回ヲ図リ東洋ニ國スル帝國ト衷心携戮力シテ以テ東洋ノ平和ヲ維持シ殊ニ其提携戮力ハ四億國民ト七千万國民トノ共存其益ヲ実ニスルニ存シ貴國ノ富源ヲ開發シテ有無相過ノ理法ヲ実在ニシ四億國民ノ幸福ト七千万國民ノ幸福ヲ一ナラシメ永遠ニ合ルナキヲ求ムル是レ日支親善ノ要諦ナリ

[註⑳]

西原はこの他に、「時局ニ応スル対支経済的施設ノ要綱」(大正五年七月)、「東洋永遠の平和政策」(大正六年一月)、「対支政策ノ要諦」(大正七年一月)、「時言」(大正七年二月)などの意見書を作成しているが、これらに共通するのは、「日中経済同盟」、「東亜経済圏形成」の構想であった(註㉑)。

西原の説く、「我国ニシテ彌々干戈ヲ秉ツテ起タムト欲セバ必ス支那ヲ我國ト經濟上同一国内ニ置クニアラスンハ持久的経済動員ハ殆ト不可能ナルヲ以テナリ」(註㉒)とした日中経済一体化による日中提携論の内実は、中国経済の日本への従属化を目指したものであった。それは寺内内閣の対中国政策の象徴である西原借款の内容を見れば明らかであった。それゆえ、方法こそちがえ、中国資源確保の点で軍財間において一致点を見い出すことは極めて可能であったのである(註㉓)。

そうしたなかにあつて、財界人のなかには威圧的な手段による中国資源の確保論により慎重な態度で臨むべきだとする見解も存在した。たとえば、東京商業会議所会頭藤山雷太(大日本精糖株式会社社長)は、一九一八(大正七年)三月に開かれた当会議所の会合の席上で次のような演説を行なっていた。

謂フ迄モナク我対外關係ニ於キマシテ実業上ノ最モ大切ナル國ハ亞米利加自身ニ於テハ勿論ノコト、支那ニ於キマシテモ我が仕事ヲ致シマスルノニハ、ドウシテモ此亞米利加ノ人々ノ十分ナル了解ヲ得ナケレバ支那ニ於テ仕事ハ出来ナイト考ヘテ居リマス(註㉔)

これは典型的な対英米協調派の認識を示したものであり、資本蓄積に乏しく、金融的にも英米に依存せざる得ない日本資本主義の実情を指摘したものであった。実際のところ、西原借款に象徴される中国への軍事力を背景にした経済介入政策は、中国への資本輸出の面で優位にあった英米を刺激せずにはおかなかった。

しかしながら、寺内内閣期における対中国政策は、軍事的にも金融的にも中国資源の収奪体制を確立することが軍財一致して構想され、政策化されようとしたのである。そのことは重化学工業化を戦後経営の中心課題に設定する以上、原料

資源の大量確保こそが、その目標達成の鍵となることを意味した。それは西原の説く「日中経済同盟」、「東亜経済圏形成」なるスローガンをもとに政策化されていったのである。それによって日中経済ブロックを形成し、総力戦段階に適合する自給自足圏の構築を果そうとしたのであった。それはまた軍財双方にとって、最終的な一致を見出し得る政策目標でもあったのである。

(一橋大学大学院博士課程修了)

(埼玉大学教育学部非常勤講師)